

## ■議案第44号 平成29年度 東又小学校プール改築工事（建築主体）請負契約の締結について

### 【要旨】

昭和42年に建築後、50年を経過した東又小学校のプールは、町内の小中学校の中で最も古いプールであり、老朽化が進行しています。

このため、本施設の改築工事を行うことにより、学校施設における安心・安全な教育環境を整備することとしています。

本議案は、当該工事の実施に当たり、一般競争入札により落札した事業者と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

### 【工事請負契約締結内容】

工 事 名	平成29年度 東又小学校プール改築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 黒石 地内
契約の金額	105,300,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,800,000円)
契約の相手方	住所 四万十町琴平町15番16号 氏名 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平
工 期	議決日の翌日から平成30年2月28日
工 種	建築一式工事
事 業 量	プール新築(鉄筋コンクリート造) 高学年用プール 25m×4コース 深さ950~1100mm 低学年用プール 25m×3m 深さ650~700mm 附属建物(木造平屋建) 機械室・更衣室・トイレ等

### 【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）抜粋

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。